

第10節 緊急輸送・交通対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 緊急輸送の方法 ⇨ 自動車、鉄道、ヘリコプター 2 公用車の集中管理及び配車 ⇨ 契約管財課（使用可能車両の把握及び配車計画の確立等） 3 車両及び燃料の確保 4 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検 ⇨ 緊急交通路の確保 5 啓開作業実施業者との作業手順の取決め 6 交通規制状況の把握及び広報の実施 7 避難用自動車の使用禁止等の広報の実施	総務課 契約管財課 土木管理室 道路河川課 和泉警察署 大阪府都市 開発(株) 西日本旅客 鉄道(株)

第1 計画の方針

震災時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員の搬送並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、警察、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、必要により交通規制等を実施し一般交通の安全と緊急通行車両等の交通を確保する。

第2 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

地震発災時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、契約管財課が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは契約管財課に依頼するものとする。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに他の公共的団体に属する自動車、又は和泉運輸事業協同組合等に協力を依頼し調達を図るものとする。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達あっせんを要請するものとする。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保を図る。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、西日本旅客鉄道(株)及び大阪府都市開発(株)に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用可能状況を報告したうえでヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

4 緊急通行車両の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は通行制限等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、大阪府（危機管理室）又は大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課又は警察署交通課）に申し出て、緊急車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(2) 届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

ア 地震発生時において、地域防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される予定の車両

イ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関、及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両

ウ 車両の使用の本拠が市内にある車両

5 緊急交通路の確保

(1) 地域緊急交通路の選定

市は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定し、大阪府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化し、効率的な緊急交通路網を確保する。（緊急交通路は、第2編第15節に掲載）

(2) 地震発生時の応急措置

道路管理者は、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、緊急交通路については次の措置を講じ、その結果を和泉警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び和泉警察署に連絡する。

イ 道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、市及び報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、和泉警察署と連携を図り緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

第3 交通規制

1 交通規制の実施責任者

地震により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者

及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事項により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

府公安委員会、警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知するものとする。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、和泉警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずるものとする。

5 警戒区域の設定等

地震が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ和泉警察署長と協議する。

6 広報

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求めるものとする。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたとき

は、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

第4 運転者のとるべき措置

1 大規模な地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動するものとする。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとるものとする。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

資料編	災害時用臨時ヘリポート一覧 市保有車種別台数内訳 緊急通行車両事前届出書及び届出済証、 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章
-----	--